# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	県立高等学校等授業料減免に関する事務 基礎項目評 価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県教育委員会は県立高等学校等授業料減免に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

兵庫県教育委員会

#### 公表日

令和5年9月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	県立高等学校等授業料減免に関する事務
②事務の概要	【概要】兵庫県立学校授業料等徴収条例に基づき、経済的事情により学費の負担が困難な者に対し、 授業料の減免を行う。 【内容】申請の審査及びその決定
③システムの名称	県立学校授業料減免システム
2. 特定個人情報ファイ	ル名
県立高等学校等授業料減少	<b></b> <b></b>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 第2条 別表第1 第2の項第1号
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第2条
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	教育委員会事務局財務課
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開え	₹・訂正・利用停止請求
<b>請求先</b>	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711

請求先 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711 連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	価書又は全項	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 基礎項目評価書</li><li>2) 基礎項目評価書及び</li><li>3) 基礎項目評価書及び</li><li>目評価書において、リスク</li></ul>	全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	な(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ]外部監	<u></u>		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	時点更新
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	時点更新
令和4年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の 提供に関する規則 第2条	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の 提供に関する規則 第2条	事後	法令改正による
令和4年10月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	時点更新
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	時点更新
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	時点更新
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	時点更新